

園芸生産拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の園芸農業の強化を図るために、園芸生産拡大支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市町村（ただし、政令指定都市を除く）または事業実施主体に補助金を交付する。

(事務の委任)

第2条 前条に係る事務は、農業事務所長が行うものとする。ただし事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、知事が行うものとする。

(経費及び補助率・流用禁止)

第3条 補助の対象となる事業の経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う法人その他の団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号に該当する事業は補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに園芸生産拡大支援事業補助金交付申請書（第1号様式）正副2部を知事または農業事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れ

に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更（別表に規定する重要な変更に限る。）する場合には、知事または農業事務所長の承認を受けること。
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事または農業事務所長に報告しその指示を受けること。
- 三 その他知事または農業事務所長が必要と認める事項

（承認の手続）

第6条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、園芸生産拡大支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）正副2部を知事または農業事務所長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告）

第7条 規則第10条に規定する事業の遂行状況を報告しようとする場合には、補助金の交付決定に係る年度の11月末及び1月末現在の実施状況を園芸生産拡大支援事業遂行状況報告書（第3号様式）により、その翌月の15日までに知事または農業事務所長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、園芸生産拡大支援事業実績報告書（第4号様式）正副2部を知事または農業事務所長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第4条第2項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した

事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事または農業事務所長に報告するとともに、知事または農業事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとする時は、園芸生産拡大支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を知事または農業事務所長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条第2項の規定により、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、園芸生産拡大支援事業補助金概算払請求書（第6号様式）を知事または農業事務所長に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、その役員等が第3条第2項第一号イからハまでのいずれかに該当する法人その他の団体とする。

附 則

この要綱は、平成23年度から平成25年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年度から平成28年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年度から平成31年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和4年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表（第3条、5条関係）

事業区分	経費	補助率	重要な変更
			事業内容の変更
認定農業者等整備	<p>事業実施主体（認定農業者、認定新規就農者、農業者が組織する団体（3戸以上））が実施する事業に要する次に掲げる経費、または事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費に対し、市町村が補助する場合に当該補助事業に要する経費（ただし千葉市を除く）</p> <p>1 省力機械等整備費</p>	<p>1 / 3 ~ 2 / 3 以内</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業実施地区の変更</p> <p>4 事業実施主体にかかる事業費の30パーセントを超える増減</p>
			補助率の区分
			<p>1 / 3 以内 （耕作放棄地の目標再生面積 0.2ha 以上 0.5ha 未満）</p> <p>1 / 2 以内 （耕作放棄地の目標再生面積 0.5ha 以上 1.0ha 未満）</p> <p>2 / 3 以内 （耕作放棄地の目標再生面積 1ha 以上）</p> <p>※1 事業対象となる耕作放棄地の再生は交付決定後、又は交付決定前着工届の手続き終了後に行う。</p> <p>※2 再生された耕作放棄地においては、園芸生産拡大支援事業実施基準第2の1に定める計画目標年度までに事業対象作物の栽培を開始する必要がある。</p>

※耕作放棄地は、市町村農業委員会の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により区分された農地、または農地法第32条第1項第2号に規定する農地であること。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年度園芸生産拡大支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事 〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年度において、下記のとおり園芸生産拡大支援事業を実施したいので、
千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により補助金 円の交付
を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

（1）事業実施主体

ア 名 称

イ 所 在 地

ウ 代表者名

(2) 事業の内容

[認定農業者等整備]

事業 実施主体	事業 種 目	設置 場所	利用計画		導入施設機械の内容			
			作物 名	生産量 等	機 械 区 分 種類 構造・規格 能力等	事業量	単価	事業費
				t、kg 等			円	円
			小 計					
			消費税					
			計					

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

3 経費の配分及び負担区分(A)+(B)+(C)

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に 要する(し た)経費 (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
省力機械等整 備費	円 〇〇〇	円 〇〇〇	円 〇〇〇	円 〇〇〇	円 〇〇〇	
計						

※ 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円			
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
省力機械等整備 費	円	円			
計					

6 市町村の予算措置状況

7 事業実施主体の収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	資金名
市町村補助金					
自己資金					
借入金					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
省力機械等整備費	円	円	円	円	
計					

8 添付資料

- （1）市町村の補助金交付に関する規程又は要綱（実績報告については不要）
- （2）実施設計書（出来高設計書）、カタログ等を添付すること。

※事業実績報告書について

- ・契約書の写しを添付すること。
- ・事業対象となる耕作放棄地の再生が確認できる写真等を添付すること。なお、実績報告の時点で再生が完了していない場合は、事業実施年度末までに提出すること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

年度園芸生産拡大支援事業補助金変更

（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定のあ
った園芸生産拡大支援事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）
したいので、千葉県補助金等交付規則第 5 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

（注）変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に、変更後をその下段に二段書きに
して内容が対比できるように作成すること。また、事業種目（機械）の新設、廃止等を
行う場合は、必要により第 1 号様式の下記 1～8 に準じて同様に二段書きすること。

第3号様式（7条関係）

年度園芸生産拡大支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度園芸生産拡大支援事業について、11月30日（1月31日）
現在の事業の進捗状況を報告します。

記

市 町 村 名	事 業 実 施 主 体 名	事業 内 容	総事業費	県補助金	年 11 月 30 日 (1 月 31 日) まで に完了したもの		竣工(予 定) 日	備考 (出来高比率が 100%未満の場合 は理由と今後の 対応を記載)
					事業費	出来高 比率		
			円	円	円	%		
計								

第 4 号様式（第 8 条関係）

年度園芸生産拡大支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定の
あった園芸生産拡大支援事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交
付規則第 12 条の規定により報告します。

記

(以下、第 1 号様式に準ずる。)

(注) 交付申請と実績報告で変更がある場合、双方を容易に比較対照できるよう変更
部分を二段書きとし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

第 5 号様式（第 9 条関係）

年度園芸生産拡大支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け千葉県〇〇達第 号で額の確定のあった
園芸生産拡大支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第 15 条の規定に
より、下記のとおり請求します。

記

金 円

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

年度園芸生産拡大支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
（千葉県知事〇〇〇〇）

市 町 村 長
（事業実施主体の代表者）

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定
のあった園芸生産拡大支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第 16 条
第 2 項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

第7号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号で補助金交付決定の
あった 年度園芸生産拡大支援事業補助金について、園芸生産拡大支援
事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け千葉県〇〇達第 号による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。